一般廃棄物収集運搬業許可証

７蟹環指令第７号

所在地　愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目３番地
会社名　株式会社マルニ
代表者　代表取締役　東　昌克　様

令和８年２月26日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業更新許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可します。

令和８年３月５日

蟹江町長　　横　江　淳　一

取扱い廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（可燃ごみ）
収集、運搬及び処分の別	収集、運搬 海部地区環境事務組合　八穂クリーンセンター
営業区域	蟹江町全域
許可期間	令和８年４月１日から令和10年３月31日まで
条件	１．廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令並びに本町が定める収集計画に基づき行わなければならない。 ２．海部地区環境事務組合が定める事業系一般廃棄物受入れ要領を厳守すること。 ３．上記の条件に反する事態が生じた場合は、本許可を取り消すことができる。